

JAいわてグループ指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(盛岡市指定 第 0370100471 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◆ ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ◆ ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◆ 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について	6
4. サービスの利用方法	6
5. 居宅介護支援の提供にあたって	7
6. 秘密の保持と個人情報の保護について	7
7. 緊急時及び事故発生時の対応方法について	8
8. 指定居宅介護支援内容の見積もりについて	9
9. サービスの提供に関する相談、苦情について	9
10. 重要事項説明の確認・署名	10
【別紙1】居宅介護支援業務の実施方法等について	11
【別紙2】契約者、ご家族様へのお願い	13
【別紙3】JAいわてグループ指定居宅介護支援事業所からのお知らせ	14

1 事業者

事業者名称	岩手県厚生農業協同組合連合会
代表者氏名	代表理事長 伊藤 清孝
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岩手県盛岡市永井14地割15番地1 電話番号 019-637-1911 ファックス番号 019-637-3441
法人設立年月日	昭和61年8月1日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	J Aいわてグループ指定居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	盛岡市指定 第 0370100471 号
事業所所在地	岩手県盛岡市永井14地割15番地1
管理者氏名	主任介護支援専門員 吉田 直美
法令遵守責任者	岩手県厚生農業協同組合連合会 総務部長 内澤 修
連絡先 相談担当者名	019-605-7077 吉田 直美
事業所の通常の 事業の実施地域	盛岡市（玉山地区を除く）、矢巾町
開設年月	平成12年 4月 1日
当会でやっている 他の介護保険事業	当会では、次の事業もあわせて実施しています。 介護老人保健施設ハートフルもりおか 平成17年5月9日 盛岡市指定 第 0350180006 号 ハートフルもりおか短期入所療養介護 平成17年5月9日 盛岡市指定 第 0350180063 号 ハートフルもりおか通所リハビリテーション 平成17年5月9日 盛岡市指定 第 0350180071 号

(2) 運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	- 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 - 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様かつ複数の事業所から、利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 - 介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。 - 介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保

	されるよう、サービス事業者との連絡調整およびサービス内容等の便宜の情報提供を公平に行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介、その他の便宜の情報提供を行うものとしします。 ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。 ・ 事業所は利用者またはそのご家族からの暴力・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。 ・ 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。 ・ 事業所は身体的拘束等の適正化を図る観点から、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。 ・ 事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練を実施します。 ・ 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し研修の実施、訓練を実施します。 ・ 介護支援専門実務研修の実習等への協力を行います。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
休業日	土、日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日 なお、上記以外の休業に関しては事前に文書にてお知らせします。
営業時間外のお電話は介護老人保健施設ハートフルもりおかへ転送されます。	

(4) 職員の体制 ※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職 名	資 格	常勤	非常勤	
管理者兼介護支援専門員	主任介護支援専門員（保健師）	1 名	0 名	管理・居宅介護支援
介護支援専門員	主任介護支援専門員（保健師） 主任介護支援専門員（介護福祉士）	2 名	0 名	居宅介護支援
合計	—	3 名	0 名	—

(5) 居宅介護支援サービスの内容、利用料

居宅介護支援の内容	提供方法	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	【別紙１】に掲げる 「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。 * 利用者の保険料の滞納等により、居宅介護支援事業者に一旦利用料をお支払いいただくことがあります。お支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。保険者への請求により、サービス利用料の返還が行われます。
② 居宅サービス事業者との連絡調整		
③ サービス実施状況把握、評価		
④ 利用者状況の把握		
⑤ 給付管理		
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助		
⑦ 相談業務		

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人当りの利用者の数が４５人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860 円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110 円
〃 ４５人以上 ６０人未満の場合において、４０以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040 円
〃 ６０人以上の場合において、６０以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 人目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ、60 人以上になった場合にはⅢを算定します。

※ 事業所における 1 月当りの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者は所定単位数の 95%を算定します。

※ 利用者の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービスの利用に至らなかった場合に、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては居宅介護支援費を算定します。

	加 算	加算額(率)	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ)	3,000 円	以下の基準に適合の場合 ① 常勤の主任介護支援専門員を配置 ② 常勤の介護支援専門員の3名以上配置 ③ サービス提供に係る会議の定例開催 ④ 24時間の連絡体制 ⑤ 計画的な研修実施 ⑥ 地域包括支援センターからの困難事例紹介への対応 ⑦ ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修会への参加 ⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業集中所減算の適用を受けていない ⑨ 介護支援専門員1人あたりの利用者が45人未満 ⑩ 介護支援専門員実務研修の実習等への協力、協力体制の確保 ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施 ⑫ 地域包括支援センターが実施する事例検討会への参加 ⑬ 必要に応じてインフォーマルサービス等が包括的に提供されるケアプランを作成
	初 回 加 算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500 円	入院当日に医療機関に情報提供
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000 円	入院翌日または翌々日に医療機関に情報提供
	退 院 ・ 退 所 加 算	4,500 円～ 9,000 円	退院・退所する場合、当該施設の職員と面談し、情報提供を受け計画を作成した場合（入院期間中1回を限度）
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500 円	医師または歯科医師の診療に同席し医師等に心身の状況等情報提供し、必要な情報提供を受けケアプランに記録

	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院または診療所の求めにより当該医師または看護師と共に訪問しカンファレンスを行い、居宅サービスの調整を行った場合
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者及びまたはその家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上訪問し心身の状況を記録し主治医、サービス提供事業者へ提供
	介護職員等処遇改善加算	2.1%	基本サービス費に各種加算減算を加減した 1 月当たりの総単位数に加算率を乗じる

(6) その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、事前に文書で説明し同意いただいた上で、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、通常の事業実施区域を越えて 1 キロメートルあたり 20 円を月 1 回請求いたします。 ※ただし、中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算を算定する場合は請求しません。
-------	--

(7) 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の状況把握のため、要介護認定有効期間中少なくとも 1 月に 1 回介護支援専門員が訪問します。(利用者の同意、サービス担当者会議における関係者の合意を得て、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合もあります。その際は少なくとも 2 月に 1 回は訪問します)

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

(8) 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

3 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け（郵送）します。
--------------------	---

② 利用料、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)
---------------------	---

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。重要事項の説明を受けサービス開始の同意をし、契約書、居宅介護支援計画作成依頼届、個人情報使用同意書の提出により開始します。

(2) サービスの終了

ア. 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書、口頭でお申し出くださればいつでも解約できます。

イ. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

ウ. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所し概ね6ヶ月経過した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）要支援1、2と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

エ. その他

- ・ 利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為、暴力等ハラスメント行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- ・ 居宅サービスの利用が3か月以上なかった場合は、協議の上終了となる場合があります。
- ・ 利用及び利用者の3親等内の親族、代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員と判明した時には、本契約を解除します。

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由をいつでも求めることができます。
- (4) 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一事業者によって提供されたものの割合は【別紙 3】の通りです。
- (5) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、この意見を求めた主治医へケアプランを交付します。
- (6) 医療と介護の連携をスムーズに行うため、医療機関への入院時には担当の介護支援専門員の氏名等を入院先へ情報提供してください。
- (7) 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を図るため「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 イ. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ウ. 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 イ. 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、

	追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

7 緊急時及び事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に事故の発生・容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、市町村へ連絡をいたします。

また、当事業所の介護サービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

連絡先	氏 名（機関等）	続柄（診療科）	電 話 番 号
ご家族等			
ご家族等			
主治医			

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 全老健共済会
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
保障の概要	居宅介護支援事業において発生するさまざまなリスクをカバーし、対人・対物保障だけでなく、人格権侵害、経済的損失等も補償の対象です。

8 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏 名 _____（連絡先： 019-605-7077 ）

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用料（月額）	利用者負担（月額）	交通費の有無
有・無	円	円	有・無 サービス提供1回当たり 円

(3) 1 か月当りの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

利用者負担額の目安額	円
------------	---

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(ア) 迅速な連絡について

- ・指定居宅介護支援事業者への苦情の場合

速やかに管理者に報告

- ・指定サービス事業者への苦情の場合

速やかに管理者に報告

苦情対象の事業所に迅速な対応をするように依頼

苦情対象の事業所より連絡を受けた場合、速やかに管理者に報告

(イ) 迅速な問題把握と解決

必要に応じて、事業者等及び利用者から事情を聞き、問題点を把握し、解決策を検討・調整

(ウ) 利用者への同意

問題の解決策について利用者に説明し、同意を得る。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 JAいわてグループ指定居宅介護支援事業所 管理者 吉田 直美	電話番号 019-605-7077 ファックス番号 019-605-7078 Eメール ikr_zaitaku@jaiwate.or.jp
【盛岡市役所の窓口】 盛岡市役所介護保険課	所在地 盛岡市内丸12番2号 電話番号 019-626-7561 受付時間 8:30~17:30
【矢巾町役場の窓口】 矢巾町役場健康長寿課長寿支援係	所在地 矢巾町南矢幅14地割78 電話番号 019-611-2830 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 岩手県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会)	所在地 盛岡市大沢川原三丁目7番30号 電話番号 019-604-6700 受付時間 9:00~17:00

10 重要事項説明の確認

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岩手県盛岡市永井14地割15番地1
	法人名	岩手県厚生農業協同組合連合会
	代表者名	代表理事会長 伊藤 清孝
	事業所名	JAいわてグループ指定居宅介護支援事業所
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。その上で居宅介護支援サービスのサービス提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

【別紙１】 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに１月に１回、モニタリングの結果を記録します。（利用者の同意、サービス担当者会議における関係者の合意を得て、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合もあります。その際は少なくとも２月に１回は訪問します。）
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の

変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

【別紙 2】

契約者様、ご家族へお願い

契約者様、ご家族様との信頼関係のもとに、安全安心な環境でケアマネジメントを提供できるように以下の点にご協力ください。

- 職員に関する金品等心づけはお断りしています。
職員がお茶やお菓子お礼の品物等を受け取ることも事業所として禁止しております。
また、金銭、貴重品等の管理にご協力ください。
- ペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。大切なペットを守るためまた、職員が安全にケアマネジメントを行うためにも訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

【ハラスメントの例】

身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為

精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめしたりする行為

セクシャルハラスメント：意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為

その他：悪質クレームやストーカー行為、業務に支障をきたすような迷惑

【別紙 3】

JA いわてグループ指定居宅介護支援事業所からのお知らせ

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号
令和 3 年 4 月 1 日施行）第 4 条 2 により以下の通り情報提供いたします。

1. 居宅サービス計画の総数のうちの各サービスの位置付けられた割合

（令和 7 年 9 月から令和 8 年 2 月）

- ① 訪問介護 19.6% （520 件中 102 件）
- ② 通所介護 34.8% （520 件中 181 件）
- ③ 地域密着型通所介護 21.7% （520 件中 113 件）
- ④ 福祉用具貸与 62.5% （520 件中 325 件）

2. 上記サービス種別毎の指定居宅サービス事業者等の割合

サービス種別	1 位	2 位	3 位
訪 問 介 護	ヘルパーステーション はるかぜ 13.7%	ニチイケアセンター 盛岡南 11.8%	SOMPO ケア盛岡本町 11.8%
通 所 介 護	ツクイ盛岡津志田 24.9%	ひだまりデイサービス 10.0%	シーキューブ通所介護 10.0%
地 域 密 着 型 通 所 介 護	あっとほーむだんらん 24.8%	あおぞらデイサービス 21.2%	ゲッツリハビリ デイサービス 20.4%
福 祉 用 具 貸 与	アルプスビジネス クリエーション 26.2%	かんきょう盛岡支店 23.4%	サンメディカル 20.0%